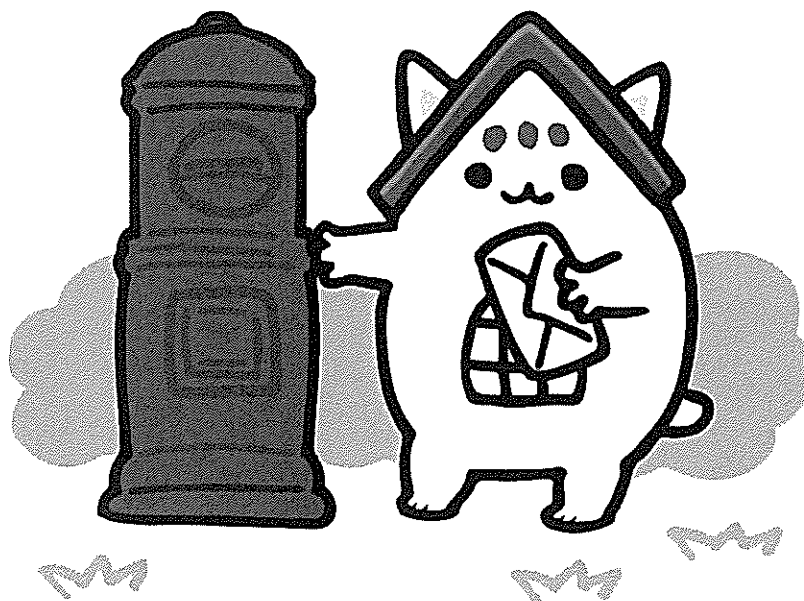


令和7年度 保育施設入所のしおり



©国立市観光まちづくり協会
くにニャン

令和7年度のクラス年齢

4月1日時点の年齢で決定します。誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日	2歳クラスまでの園 ・こぐまこどものいえ ・さくらっこ保育園 ・あじさい保育園 ・ひいふうみ ・パピー ・パンピ
0歳児	令和6年(2024)4月2日以降	1歳クラスからの園 国立保育園 3歳～5歳クラスの園 ・国立富士見台団地 風の子
1歳児	令和5年(2023)4月2日～令和6年(2024)4月1日	
2歳児	令和4年(2022)4月2日～令和5年(2023)4月1日	
3歳児	令和3年(2021)4月2日～令和4年(2022)4月1日	
4歳児	令和2年(2020)4月2日～令和3年(2021)4月1日	
5歳児	平成31年(2019)4月2日～令和2年(2020)4月1日	

国立市 子ども家庭部

保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係

〒186-8501

国立市富士見台2丁目47番地の1

電話 042-576-2427(直通)

042-576-2111(内線139・207・406)

目 次

令和 7 年度からの変更点	1
令和 7 年度申込み日程	2~3
市内保育施設 MAP	4
国立市内の保育施設一覧	5
認定から入所まで	6~13
配慮を必要とする児童の受入について	14
保育施設等利用調整基準	15~17
利用者負担額（保育料）について	18~19
利用者負担額表（2 号・3 号）	20
給食費（副食費）について	21
延長保育実施施設・利用料一覧	22
入所してから	23~24

各保育施設の紹介

○認可保育所 25~33

公立：なかよし保育園・西保育園・東保育園
 私立：春光保育園・国立保育園・和光保育園・あいわ保育園・向陽保育園・国立あゆみ保育園・
 北保育園・国立あおいとり保育園・きたひだまり保育園・こぐまこどものいえ・
 国立たいよう保育園・さくらっこ保育園・国立クムクム保育園・国立ひまわり保育園・
 矢川保育園

○認定こども園 34

小百合学園(小百合幼稚園・さゆり Nursery)・国立富士見台団地 風の子

○地域型保育事業（小規模保育事業所・家庭的保育事業所） 35~36

あじさい保育園・ひいふうみ・パピー・バンビ

未就園児への事業等について	37
保育施設詳細情報	38~39
よくあるご質問（Q&A）	40~42
公立保育園民営化の取組について	43
申込書記入例	44
認証保育所・企業主導型保育所・幼稚園について	69
その他 お問合せ先	70

はさみ込み書類

提出用書類

全 員	施設型給付費等認定申請兼利用申込書	45	保 護 者 1	就労証明書	59
	保育施設等利用調査書	46		就労証明書記入見本	60
	提出書類添付票	47		就労時間等の状況に関する申立書	61
	きょうだい同時申込みに関するチェックシート	49	保 護 者 2	就労証明書	63
	保育施設等利用申込み用チェックシート	51~52		就労証明書記入見本	64
	マイナンバー（個人番号）提供書	53~54		就労時間等の状況に関する申立書	65
	利用申込児童の状況書 （2 人分入っています・3 人以上お申込みの場合は コピーしてお使いください）	55~58	該 当 者	在園証明書（幼稚園・認定こども園・ 認可外保育施設等在園児童用）	67

就労以外の要件書類については、P10「申込みに必要な書類」をご参照ください。

その他世帯の状況により、別途必要書類が必要な場合があります。

令和 7 年度からの変更点

1. 郵送受付を始めます

これまで保育・幼稚園係窓口にご持参いただいていたましたが、保護者の方の負担軽減のため、令和7年度4月入所申込みより郵送受付を開始いたします。詳細につきましては、P2をご確認ください。

2. 育児休業の延長を予定されている方のご案内が変わります

国より、育児休業給付金の支給期間の延長に係る要件及び手続きを見直すこととして、令和6年3月25日に雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第47号）が公布され、令和7年4月1日から施行する旨の通知がされております。詳細につきましては、厚生労働省HP「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」をご参照ください。右図QRコードより、ご確認くださいことが可能です。



国立市では、令和7年度4月入所申込みより、保育施設等利用申込み用チェックシートにおいて「希望する保育施設等に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できる」という欄を設けることといたします。「はい」を選択した世帯につきましては、利用調整において順位が最終位（P15～調整基準による）となりますので、ご承知おきください。（利用調整によっては、内定が出る場合がございます。保育施設等の内定が出ないことを確約するものではありません。）

3. 調整指数および利用調整方法の変更があります

▶3人以上のきょうだい加点の新設

P16 調整指数表番号9、同一世帯の3人以上の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合、+13の加点をします。

▶医療的ケア児のきょうだいの保護者加点条件の一部変更

P16 調整指数表番号13、医療的ケア児が現在保育施設等を利用している場合であって、同一世帯の他の小学校就学前子どもが利用申込みをする場合、就労時間が週33時間に満たない場合加点⇒週40時間に満たない場合に加点（他条件あり）に変更します。

▶年齢制限園卒園児への加点条件の一部変更

P17 調整指数表番号21、入所年齢に上限がある施設を卒園する場合の加点+40について、利用希望保育施設等を5か所以上記載⇒市内利用希望保育施設等を5か所以上記載、に変更します。

▶調整基準の一部変更

P15 調整基準において、世帯の調整基準指数の順位が同位で、なお優先順位も同位だった場合、世帯の基準指数の和の計が多い世帯順に利用調整を行い、それも同位の場合には世帯の所得の低い順位により調整を行うように変更します。

4. 就労証明書の様式に変更があります

就労証明書については、令和6年度申込みから各市町村で標準的な様式への統一化を実施しておりますが、国の定める標準的な様式に変更がありました。令和7年4月入所申込みからは、本紙挟み込みの最新様式をお使いください。

5. 提出書類に変更があります

これまでの申込み書類に加えて、「提出書類確認添付票」および「マイナンバー（個人番号）提供書」が必要となります。詳細につきましては、P10をご確認ください。

6. 令和7年度5月～2月入所申込みの受付期間を変更します

これまでは申込み締切日のみ設定しておりましたが、令和7年度5月以降の例月の申込みについては、開始日と締切日の両方を設定させていただきます。詳細につきましては、P3をご確認ください。

令和 7 年度 申込み日程

令和 6 年度の入所申込み(転園含む)をすでに行っている方で待機中の方も、令和 7 年度の入所を引き続き希望する場合は、改めて申込み手続きをしてください。

1. 申込み方法 (通年)

郵送受付	必要書類一式を封筒に入れて、下記送付先までご郵送ください。 到着後、ご記入いただいた連絡先(※)に、到着確認のご連絡をいたします。 ※試行実施として携帯電話番号にショートメッセージ(SMS)又は E メールのいずれかでご連絡いたします。 送付先 〒186-8501 国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1 国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係 行 注)・郵送料、封筒代は差出人負担です。料金不足がある場合は、受理せずに返却いたします。 令和 6 年 10 月 1 日から郵便料金が増額となっており、ご注意ください。 ・電話による書類の到着確認は答えられませんので、前記の到着確認メールでご確認いただくか、追跡可能郵便(特定記録郵便やレターパック等)をご活用ください。 ・郵便事故や宛先誤り等の理由による未達につきましては、市としては責任を負いかねますのでご了承ください。 ・書類不備や不足等を申込み期間内に訂正・提出いただけない場合、利用調整において不利となる可能性があります。提出前に、不備や不足等がないか必ずご確認をお願いします。
窓口受付	入所希望月の申込み受付期間内に、必要書類を 国立市役所 保育・幼稚園係(1 階 19 番窓口)に提出してください。(平日のみ 8:30~17:00) 注)・申込みは原則保護者本人が行ってください。代理人が申込みをする場合は委任状が必要となります。 ・夜間、休日窓口、駅前プラザ、市民プラザ等では受付できません。

2. 令和 7 年 4 月 受付日程

令和 7 年 4 月入所は、令和 7 年 2 月 3 日までにお生まれのお子さんが対象です。申込み時点で出産予定の方は、「保育施設等利用申込の出生に関する同意書」(国立市ホームページよりダウンロード可)をご提出ください。

《1 次受付》 募集人員は、市報 10 月 20 日号に掲載

対象は、市内児童(転入確定者含む)と市外在住 0 歳クラス(市内児童優先)

●郵送受付：令和 6 年 11 月 5 日(火)～11 月 15 日(金) 消印有効

●窓口受付：令和 6 年 11 月 18 日(月)～11 月 26 日(火) (平日のみ 8:30~17:00)

令和 6 年 11 月 27 日(水)～11 月 29 日(金) (夜間開庁あり 8:30~20:00)

郵送受付期間中、窓口での受付はできません。

例年、受付期間終了間際は大変混雑します。期日に余裕をもったお申込みをお願いいたします。

令和 7 年 1 月 24 日(金)に結果通知を発送します。発送前は、お答えできませんのでお問合せはご遠慮ください。

《2 次受付》 募集人員は、市ホームページに掲載（1 次利用調整の欠員分）
 対象は、市内児童（転入確定者含む）と市外児童（1 歳児を除く）（市内児童優先）

●郵送受付・窓口受付：令和 6 年 12 月 2 日（月）～令和 7 年 2 月 7 日（金）郵送の場合消印有効
8：30～17：00（土・日曜・祝日及び年末年始を除く）

令和 7 年 2 月末頃、結果通知を発送します。2 次の利用調整結果によっては、3 次受付・利用調整が行われる場合があります。その場合は市ホームページでお知らせします。

3. 令和 7 年 5 月から令和 8 年 2 月受付日程

5 月入所以降は、入所希望月によって申込み受付期間が異なります。

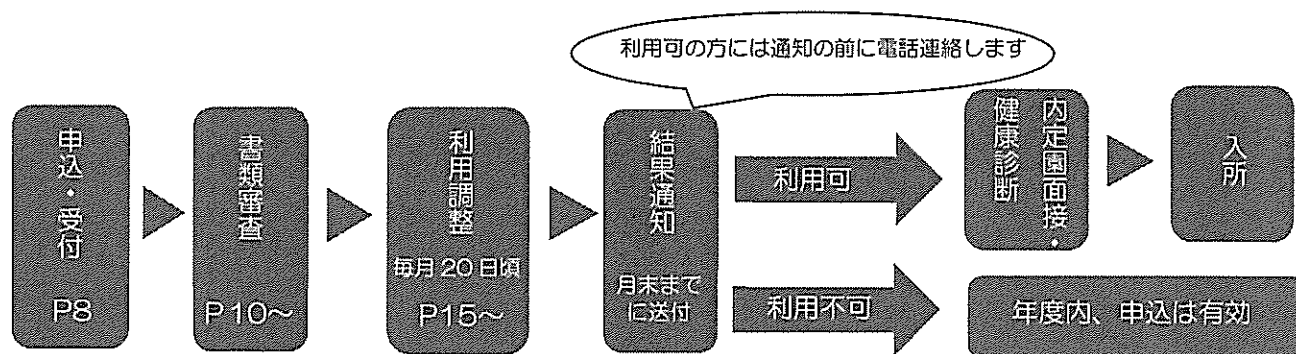
募集人員は前月末に市ホームページ（TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>認可保育所>令和 7 年度認可保育所等受入可能児童数について）に掲載します。

入所希望月	申込み受付期間	入所希望月	申込み受付期間
令和 7 年 5 月	3 月 17 日～4 月 15 日	10 月	8 月 18 日～9 月 12 日
6 月	4 月 16 日～5 月 15 日	11 月	9 月 16 日～10 月 15 日
7 月	5 月 16 日～6 月 13 日	12 月	10 月 16 日～11 月 14 日
8 月	6 月 16 日～7 月 15 日	令和 8 年 1 月	11 月 17 日～12 月 15 日
9 月	7 月 16 日～8 月 15 日	2 月	12 月 16 日～1 月 15 日

5 月以降のお申込みはお子さんがお生まれになってからお申込みください。

保育施設等の受入が可能な年齢は、生後 57 日目からです。

入所希望月の 1 日時点で 57 日目以降である月からお申込み可能です。



通 年 共 通 情 報

- 申込み時点で市外在住の方は、お住まいの自治体にご確認の上お申込みください。（P9 参照）
 転入予定のない市外在住 1 歳クラスの受付は行っておりません。
- 利用不可となった場合、年度内申込みは有効です。（P40「よくあるご質問」No.9 参照）
- 申込み内容に変更のあった場合には、お届けが必要です。
- 転園申込みの内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。
- 内定を辞退する場合は、内定取下書の提出が必要です。内定辞退後、引き続き入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。
- 利用不可の通知は、申込み月の初回のみ送付します。次月以降は、利用可の場合のみ電話連絡します。

市内保育施設MAP





市内の保育施設一覧



保育施設等の休園日は、日曜・祝日及び12月29日から1月3日までです。ただし、家庭的保育事業は、原則土曜は休園、短時間保育のみとなります。

区分		No.	園名	所在地	電話番号	定員(人)	クラス	開所時間	延長保育	短時間保育		
認可保育所	公立	①	なかよし	富士見台2-46	572-8011	108	0~5	7:15~19:15	18:15~19:15 (和光は土曜日なし)			
		②	西	富士見台3-45-1	576-7217	100						
		③	東	富士見台1-45-17	572-8555	108						
	私立	④	春 光	西2-14-1	572-0528	125	1~5					8:30~16:30
		⑤	国 立	北2-30-1	572-2717	67						
		⑥	和 光	東2-2-1	580-0843	93						8:45~16:45
		⑦	あ い わ	東2-25-1	572-2896	116	0~5					8:30~16:30
		⑧	向 陽	谷保6746	575-3105	115						8:45~16:45
		⑨	国立あゆみ	矢川3-20-24	576-3755	67						9:00~17:00
		⑩	北	北3-1-1	577-8477	90						8:30~16:30
		⑪	国立あおとり	泉5-2-1	572-1154	69						9:00~17:00
		⑫	きたひだまり	北3-42-1	580-0788	60						
		⑬	こぐま こどものいえ	富士見台3-35-15	571-2312	27	0~2	7:00~20:00	18:00~20:00			
		⑭	国立たいよう	富士見台2-13-10	571-8622	66	0~5	7:15~19:15	18:15~19:15			8:30~16:30
		⑮	さくらっこ	中1-16-25 シャトレクインテスビル2F	571-0658	30	0~2					
		⑯	国立クムクム	中2-18-2	505-6460	80	0~5					
		⑰	国立ひまわり	北3-7-14	571-8520	131						
		⑱	矢 川	富士見台4-17-64	575-3177	108						
認定こども園	私立	⑲	小百合学園	中1-17-9	576-0100	75					(小百合は土曜日なし)	
		⑳	国立 富士見台団地 風の子	富士見台3-7-1	507-8667	20	3~5	7:30~18:30	公共交通機関の 遅延時のみ 18:30~18:45	8:00~16:00		
地域型保育事業	(小規模 私立)	㉑	あじさい	富士見台4-10-6 2F	576-1300	19	0~2	7:15~19:15	18:15~19:15 (土曜日は応相談)	8:30~16:30		
	(家庭的 私立)	㉒	ひいふうみ	富士見台1-48-24	577-3330	3		短時間保育のみ		8:00~16:00		
		㉓	パピー	谷保4-5-30	849-0288	3				8:30~16:30		
		㉔	パンピ	中3-11-32 グリーンヒル国立105	090-6398-8627	3				8:30~16:30		

短時間認定の場合、
設定保育時間開始前についても、
延長の扱いとなり、別途料金がかかります。

受入最低年齢は、入所希望月の1日時点で生後57日目以降となります。各設定保育時間のうち、保育が必要な時間でのご利用となります。
見学は随時、又は、見学日を指定している場合もありますので、施設にお問い合わせください。
延長保育の利用料等については、P22を参照ください。

保育施設等を利用するための教育・保育給付認定

1. 保育施設の区分

認可保育施設とは、保護者の方が、就労や病気等のため、お子さんを保育できない時、保護者の方に代わって保育する施設です。

市役所で受付・利用調整を行う施設は以下のとおりです。

施設区分		内容
認可保育施設	認可保育所	児童福祉法に定められた国の基準を満たす保育施設です。
	認定こども園	保護者に代わって乳幼児を保育する保育施設と教育を希望する従来の幼稚園施設のふたつの機能をあわせもつ園です。 市内には幼保連携型（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つタイプ）と保育所型（認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えたタイプ）の園があります。
	地域型保育事業 小規模保育事業所	子ども・子育て支援制度に基づき、市が認可を行う事業です。 0歳から2歳のお子さんを対象に定員19人以下で保育を行います。
	家庭的保育事業所	市の基準に基づき、市の認可を受けた施設です。 0歳から2歳のお子さんを対象に定員3人以下で保育を行います。

2. 認定区分

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・施設型に移行した幼稚園を利用するには、保育の必要性や区分の認定を受ける必要があります。 ※集団生活に慣れさせる等の理由は保育を必要とする事由とはなりません（2号・3号の場合）。

保育施設等利用申込み書類等に基づいて、認定します。

認定区分	対象（4月1日現在の年齢）	利用施設
1号認定	幼稚園等で教育を希望する3～5歳	認定こども園・施設型に移行した幼稚園
2号認定	保護者が保育の必要性の基準に該当した3～5歳	認可保育所・認定こども園
3号認定	保護者が保育の必要性の基準に該当した0～2歳	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

※3号認定は、満3歳の誕生日を迎える2日前までとなります。

※1号認定の入園は、幼稚園に直接お申込み・入園手続きとなります。2号認定、3号認定のみ市役所で申込みを受付、利用調整を行います。

※幼稚園（施設型未移行園）や、幼稚園の預かり保育の認定については、別冊「国立市内の認定こども園・幼稚園等のご案内」をご覧ください。

3. 保育を必要とする事由

児童福祉法に基づく児童福祉施設である認可保育施設へ入所できるお子さんは、原則、その家庭の保護者それぞれが、次のいずれかの保育の必要性がある場合です。必要性がなくなった場合、原則退園となります。

なお、以下の(1)・(4)・(6)・(7)における保育の必要性は週3日以上かつ週12時間以上が最低基準です。

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産（出産予定月を挟んで、前後2か月、合計5か月間・多胎児の場合、産前は4か月）
※妊娠・出産要件で利用調整・入所された場合で復職予定の方は、妊娠・出産要件終了後、3か月間は復職準備期間として育児休業中でも在籍可能です（3か月後復職していただきます）。
- (3) 保護者の疾病・しょうがい
- (4) 看護・介護
- (5) 家庭の災害（火災・震災・風水害等）復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動
※原則短時間保育の利用のみで、入所後2か月以内に就労を開始する必要があります。
求職活動の結果、どうしても就労が決まらない場合は係までご相談ください。
- (7) 就学・技能習得
- (8) 育児休業中にすでに認可保育施設を利用して継続利用が必要と認められる場合
※育児休業対象のお子さんが1歳になる年度の末までの期間、原則短時間保育で利用可能
4歳・5歳クラスについては、卒園まで育児休業を要件に在籍可能です。
- (9) その他、上記に類する状態として市が認める場合

4. 保育の必要量（利用時間）

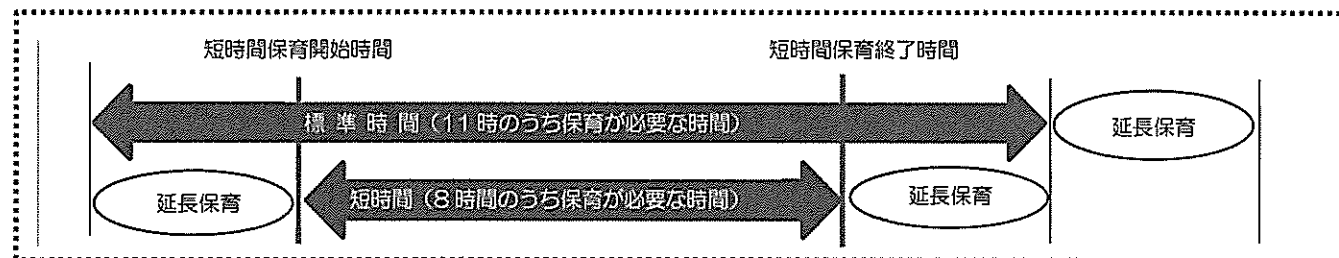
保護者の「保育を必要とする事由」により、「標準時間認定」または「短時間認定」で必要量を決定します。

認定区分	保育の必要量	事由
標準時間	1日最長11時間の中で必要となる時間	就労・妊娠・出産など
短時間	1日最長8時間の中で必要となる時間	求職活動・育児休業・短時間区分内での就労など ※家庭的保育事業所利用者については、短時間のみ

各施設の利用可能時間については、「市内の保育施設一覧」等でご確認ください。

「保育の必要量」は利用可能な最大の保育時間です。実際の保育時間は、各家庭の状況に合わせ、保育施設等の面談等で決まります。

各認定区分を超える時間については、別途延長保育料がかかります。家庭的保育施設は、月ぎめ延長保育の設定はありません。
※上記の表の区分は原則です。標準時間や短時間について事由にかかわらず変更してご利用したい場合は、ご相談ください。



※延長保育の料金等については、P22「延長保育実施施設・利用料一覧」をご覧ください。

5. 保育を必要とする事由や必要量が変更したとき

保護者の「3.保育を必要とする事由」や、「4.保育の必要量（標準時間認定または短時間認定）」に変更が生じたときは、別途お手続きが必要です。月単位で変更しますので、前月末までに保育・幼稚園係の窓口でお手続きください。

申込みから入所まで

1. 入所の申込み

申込みは、月を単位として受付けています（ただし、3月1日入所は取扱いません）。

必要書類（P10～ 参照）を添えて、各入所希望月の受付日程（P2～参照）にあわせて、保育・幼稚園係にお申込みください。

保護者以外の方が提出される場合は、委任状が必要になります（市ホームページからダウンロード可）。

申込み後にお仕事やご家庭の状況に変更が生じたり、保育施設の利用の必要がなくなった場合は、保育・幼稚園係まで届け出てください。（P12「その他 申込み後に必要な届け出」 参照）

《利用決定について》

利用決定は申込み順でも抽選でもありません。「保育施設等利用調整基準」（P15～）に基づき利用調整を行います。

また、利用調整は保育施設ごとではなく、世帯ごとに行います。

施設型給付費等支給認定申請兼利用申込書にご記入いただく保育施設の希望順位は、募集人員集計後、退所等により空きが生じる場合もありますので、空き状況にかかわらず、行きたい順番に通える範囲内で記入することをお勧めしております。

記入のない保育施設については、利用調整対象外となります。

《年齢制限のある保育施設について》

こぐまこどものいえ・さくらっこ保育園・家庭的保育事業所（ひいふうみ・パピー・バンビ）・小規模保育事業所（あじさい保育園）は、2歳クラスまでの保育施設です。

3歳クラス以降は、改めてお申込みいただき、利用調整となります。（入所年齢に上限がある保育施設を卒園する※加算ポイントあり）※加算条件あり（P17 調整指数表番号 21）

国立保育園は 1 歳クラスから、国立富士見台団地風の子は、3 歳クラスから 5 歳クラスの保育施設です。

《見学について》

行きたい保育施設については、通える範囲内で事前に見学されることを推奨しています。各保育施設に直接見学の申込みをしていただく他、各保育施設で行われる園庭開放の行事等をご利用ください。

《家庭的保育事業所について》

家庭的保育事業所（ひいふうみ・パピー・バンビ）に在籍中に市外へ転出された場合、その年度は在籍可能ですが、翌

～ご注意ください～

国立市では、一部の保育施設で数台分の駐車場の設置がありますが、全世帯の分を設けているわけではありません。駐車だけでなく、停車も不可の保育施設もありますので、車での登園については、必ず各保育施設にご相談ください。ご見学の際もご注意ください。

保育施設は、近隣の方々のご理解とご協力のもとで運営されていますため、各保育施設でのきまりをお守りいただきますようお願いいたします。

- ・ 通園、または見学の際の違法駐車は、近隣の迷惑になりますので、絶対におやめください。
- ・ 各保育施設のきまりを守って、通園、または見学していただくようお願いします。

市外の保育施設の申込みを希望される場合

転出予定	申込書類提出先	締 切
入所希望月の前月末までの 転出予定あり	転出先の自治体の保育担当部署	転出予定先の自治体による
なし	国立市保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	転出予定先の自治体の締切日 1 週間前

年齢により転出予定がない方の区域外からの申込みを受け付けていない自治体もあります。

必要書類と利用調整について	
全員	自治体により必要書類が異なります。
転出予定の方	不動産（建物）契約書類・誓約書（転出者用）
転出が未確定の方・不動産書類が提出できない方	利用調整については自治体により異なります。

自治体によって受付条件・提出先・受付期間・締切日・必要書類などが異なります。

事前に転出先の自治体にご確認ください。

★国立市から転出されたら・・・

当該自治体で転入手続きをされたら、必ず、転出先の保育担当の窓口で、利用開始月前月末日までに保育施設の手続きを行ってください。期日までに手続きを行わないと内定が取消しになる場合があります。

市外から国立市内の保育施設の申込みを希望される場合

転入予定	申込書類提出先	締 切
あり (入所決定の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方)	国立市保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	国立市締切日
なし	お住まいの自治体の保育担当部署	国立市の締切日の 1 週間前

必要書類と利用調整について	
全員	P10～11 「申込みに必要な書類」をご確認の上ご提出ください。
転入が確定している方	不動産（建物）契約書類・※誓約書（転入者用）→入所決定の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方については、市民枠として利用調整
転入が未確定の方・不動産書類が提出できない方	市外枠で利用調整（市内児童が優先） 1 歳クラスと家庭的保育事業所は、申込み不可

※「誓約書（転入者用）」は国立市ホームページよりダウンロード可

●家庭的保育事業所は、国立市民の方のみ（入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方）のみ申込み可。

●転入予定なしの 1 歳クラスは、申込みを受付していません。

★国立市に転入されたら・・・

国立市に転入をされたら、必ず保育・幼稚園係（国立市役所 1 階⑨番窓口）で、利用開始月前月末日までに保育施設の手続きを行ってください。期日までに手続きを行わないと内定が取消しになる場合があります。

2. 申込みに必要な書類

※3名以上の場合は、窓口、又はHPよりダウンロードいただくか、用紙をコピーしてお使いください



※市ホームページ
書類のダウンロード

★印の書類は、本しおりの最後にはさみこんであります。

★印以外の書類が必要な場合は、保育・幼稚園係までお越しいただくか、

市HP欄に○とある書類（所定様式）については、市ホームページからダウンロードできます。

（TOP＞目次＞申請手続き＞申請書ダウンロード 保育・幼稚園・認定こども園＞保育所・認定こども園等関係書類のダウンロード）

No.	提出書類				市HP
1	全員	★令和7年度施設型給付費等認定申請兼利用申込書			○
2	全員	★保育施設等利用調査書（1の裏面）			○
3	全員	★提出書類添付票			○
4	2人以上 申込の方	★きょうだい同時申込みに関するチェックシート			○
5	全員	★保育施設等利用申込み用チェックシート			○
6	全員	★マイナンバー（個人番号）提供書 ※郵送申込みの場合：マイナンバー（個人番号）提供書裏面に保護者1（申請者）の個人番号確認書類と身元確認書類を貼付してください。 ※窓口申込みの場合：保護者1（申請者）の個人番号確認書類と身元確認書類を持参ください。			○
7	全員	★利用申込児童の状況書 ※申込み児童について、アレルギーやしょうがい等お子さんの状況が申込み時と変わった場合は、保育・幼稚園係まで、至急お届けください。			○
8	※1 65才未満の同居祖父母	1	就労（外勤・自営）	① ★就労証明書（外勤の方は勤務先が記入） ② ★就労時間等の状況に関する申立書 ①の書類で就労日数、時間の記入がむずかしい場合 ③ 自営業主の方は、以下AとBを添付してください。 A:請負契約書、受注票、営業許可書、開業届、会社の登記簿謄本等の写し等 B:直近の確定申告の写し	①・②のみ○
		2	妊娠・出産	① 出産要件で利用申込される方の同意書 ② 母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載があるページ）	①のみ○
		3	疾病・しょうがい	診断書（家庭での保育が困難なことが記載されているもの）、障害者手帳 等	
		4	看護・介護	① 看護・介護の申立書 ② 添付書類（診断書、障害者手帳、介護保険証等）	①のみ○
		5	就学・技能習得	在学証明書、就学に関する申立書 等	○
		6	父母どちらかが不存在	① ひとり親家庭状況申告書 ② 離婚を前提に別居中（住民登録上）、かつ離婚調停中または裁判の手続きに入っている方は、調停期日通知書の写し等	①のみ○
		7	求職	提出書類はありません	
		8	災害・その他	市長が必要と認める書類	
※2 9	該当者	令和6年1月1日時点において国立市外に在住の方	※3 令和6年度課税証明書	海外所得の方は、保育・幼稚園係までご相談ください。	
		令和7年1月1日時点において国立市外に在住の方	※4 令和7年度課税証明書		

必要書類は、マイナンバー（個人番号）提供書下部をご確認ください。

海外所得の方は、保育・幼稚園係までご相談ください。

- ※1 65歳未満（R8.4.1時点）の同居祖父母の方は、マイナス点をつけることでP10のNo.8の書類を省略できます。（P17調整指数表番号17）
- ※2 マイナンバーは利用者負担額（保育料）決定に使用します。マイナンバーの記載がない場合でP10のNo.9に該当する方は、課税証明書をご提出ください（所得額・控除額の記載があるもの）。
利用調整については、課税証明書の提出がない場合、又は課税証明書に所得金額の記載がない場合、P15調整基準の同位における順位が確定できないため、同位の調整は最後になります。税額決定通知書は、課税証明書に代用することはできませんが、利用者負担額（保育料）の決定には使えません。
- ※3 令和6年度課税証明書は、令和7年4月から8月の期間の利用調整に使用します（9月以降から申込み又は転園希望の方は不要です）。
- ※4 4月利用調整の結果、待機となり9月以降も利用調整にかかる場合は、令和7年度課税証明書は、後日発行でき次第提出してください。

その他必要な書類 ※該当する方のみ

児童の状況	必要書類	市HP
お子さんに疾病やしょうがい、重いアレルギーがある場合	障害者手帳等 （アライアンス・ショックをおこすような重いアレルギーをお持ちの場合は、事前に医師の診断等が必要です） 医療的ケアが必要なお子さんについては、P14「配慮を必要とする児童の受入について」をご参照ください。	
・幼稚園、認可外保育施設に入園、または、入園予定のごきょうだいがいる場合 ・申込み児童が入所中の施設を年齢満了で卒園する事由での申込みの場合（市内認可保育施設在園の場合は除く）	★在園証明書	○
その他	市長が必要と認める書類、希望保育施設のある区市町村長が必要と認める書類	

※提出された書類につきましては、原則として返却いたしません。必要な方は、提出前にコピー等されるようお願いします。

- 締切日までにご提出いただいた書類で調整基準指数を計算しますので、必ず期日までに提出してください。
又、不備書類や追加書類が生じる可能性もありますので、締切日当日ではなく、余裕をもった書類の提出をお願いします。
- 課税証明書以外の書類の有効期限は、原則として証明日から3か月以内です。
- 育児・介護休業等に基づく休暇中の方は、保育施設に入所した場合、入所月の翌月1日までに復職することが必要です。
入所月の翌月1日までに復職しない場合は利用決定の取消し、又は退園となります。
（例：5月1日復職の方は4月1日からの申込みが可能です）
利用決定後に、育児休業から復職される方は復職証明書を提出していただきます。
- 就労内定で申込みされていた方は、入所月の末日までに就労開始することが必要です。
利用決定後に、就労開始後の証明日の就労証明書を再提出していただきます。
- その他保育の必要性が確認できる書類によっては、利用決定後再提出をお願いする場合があります。
- 利用決定後であっても、申込み時と保育の必要性の事由が異なり、調整基準指数が下がったり、虚偽の申込みであることが判明した場合は、本来の優先順位と異なる可能性があるため、利用の決定が取消しとなる場合があります。
（例：利用決定後の転職（調整指数が下がる場合）、勤務時間の短縮は、利用調整に影響があるため、決定の取消しとなります。）
- 市民枠として利用調整した場合、利用決定は、利用開始月の前月末日までに国立市に住民票があることが条件となります。
利用決定後、利用開始月の1日以前に国立市外に転出した場合は、入所取消しとなります。

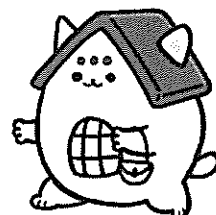
3. その他 申込み後に必要な届け出

申込み後又は入所後に、ご家庭の状況に変更があった場合、お届けが必要となります。

利用調整にかかわりますので、早めにお手続きください。

★の事項は利用者負担額（保育料）の変更にかかわる可能性があります。

市内で転居	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。
市外へ転出	「保育所等利用申込取下書」・又は「退所届」を提出してください。 ・転出後も引き続き申込み、または、入所の継続を希望する場合は、転出先の自治体でお手続きが必要です。
世帯構成の変更 (★婚姻・★離婚・氏変更など)	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・婚姻により世帯構成が変わった方は、配偶者の就労証明書、マイナンバーの記入・課税証明書（利用調整にかかる方のみ・P10～11 参照）も提出してください。
転職・★退職	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・転職の方は、就労証明書も提出してください。 ・利用時間の認定区分(標準時間・短時間)が変更になる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も提出してください。
★就労の開始 勤務内容(時間や日数等)の変更	「就労証明書」を提出してください。 ・育児短時間勤務制度の時間や日数が変更になる場合も提出が必要です。 ・就労内定で提出済みの方は、就労開始後の証明日で就労証明書を再提出してください。
妊娠・出産	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・妊娠の場合は、母子手帳の写し(表紙と出産予定日のページ)も提出してください。 ・産前産後休暇や育児休業の取得については、時期により申込み内容や入所後の在籍期間が異なりますので、保育・幼稚園係までご相談ください。
希望保育施設の変更・追加	「希望保育施設申込内容変更届」を提出してください。 転園希望の場合は、「転園希望申込書」を提出してください。
お子さんの状況の変化	お子さんの成長に伴い、アレルギーや身体状況に申込み時の内容と変更があった場合、児童の状況書を提出してください。



4. 利用調整・利用決定

提出いただいた申込みに必要な書類をもとに、P15～17の保育施設等利用調整基準指数を世帯単位で指数化し、順位付けを行います。

利用調整は、先着順や保育施設ごとではなく、保育を必要とする事由の高い方(調整基準指数の高い方)から、クラスごとの定員の範囲内において、その方の希望順位の上位の保育施設になるように調整します。

同位の際の利用調整方法等については、P15の保育施設等利用調整基準でご確認ください。

市内児童を先に利用調整を行い、空きがあった場合のみ市外児童の利用調整を行います。(P9参照)

転入予定が確定されている方(利用不可となった場合でも転入される方)は市内児童として利用調整します。

<利用調整例>

・点数のつけ方

例) 保護者 1: 外勤(週 5 日・40 時間以上)

保護者 2: 外勤(週 5 日・33 時間以上 時短勤務)

	基準指数	調整指数	計
保護者 1	90	0	90
保護者 2	80	5	85

世帯合計 175

《保護者それぞれの状況に加点》

- ・基準指数
- ・調整指数表の番号 1～6

《該当する世帯に加点》

- ・上記以外の調整指数

・利用調整のしくみ

例) A 保育園、B 保育園、C 保育園ともに募集が 2 人の場合

1 歳児 クラス	点数	希望園	調整結果
子ども 1	181	A・C・B	A 園に内定
子ども 2	180	A・C	A 園に内定 →A 園満員
子ども 3	179	A	待機
子ども 4	176	A・C	C 園に内定
子ども 5	175	C・B	C 園に内定 →C 園満員
子ども 6	173	C・A・B	B 園に内定
子ども 7	172	B・A	B 園に内定 →B 園満員

結果については、P2「令和 7 年 4 月入所申込み日程」のとおり通知します。

5. 健康診断について

入所決定した場合、入所前に健康診断を受診していただき(指定医療機関は無料)、保育施設と面談を行った上で、当月 1 日が入所日となります。

健康診断書は、入所決定の通知に同封します(こぐまこどものいえに入所決定した場合は、健康診断は保育施設指定の医療機関のみとなるため健康診断書は同封しません)。

配慮を必要とする児童の受入について（医療的ケアやしょうがい、食物アレルギー等）

市内の保育施設では、しょうがいやアレルギー等、配慮が必要なお子さんの受入を行っております。まずは、保育・幼稚園係までご相談ください。

受入の目安は、保育施設によっても異なりますが、しょうがい等の程度が中軽度であり、集団保育が可能であるお子さんです。療育は原則行いません。

各保育施設で受入に尽力しているところですが、「子どもの最善の利益」を最優先に考え、医療的ケア、しょうがい、アレルギー等の程度や状況、お子さんの体力等により、やむを得ず新年度の受入が困難な場合や年度途中から受入れる場合、お子さんをお預かりできる時間が短くなる場合等が生じることもあります。また、重度の食物アレルギーがある場合やアレルギー源の内容によっては、お弁当を持参いただく等、ご家庭のご協力もお願いする場合があります。

医療的ケア等を要するお子さんの入所申込みをお考えの際も、必ず個別にご相談ください。なお、受け入れ時期は4月1日入所を基本とします。

なお、配慮を要するお子さんについては、必要に応じて診断書の提出や主治医の先生等に医療情報等の確認をとらせていただくとともに、安心、安全にお預かりするために、市内医師会、小児科医会と協議する場合があります。

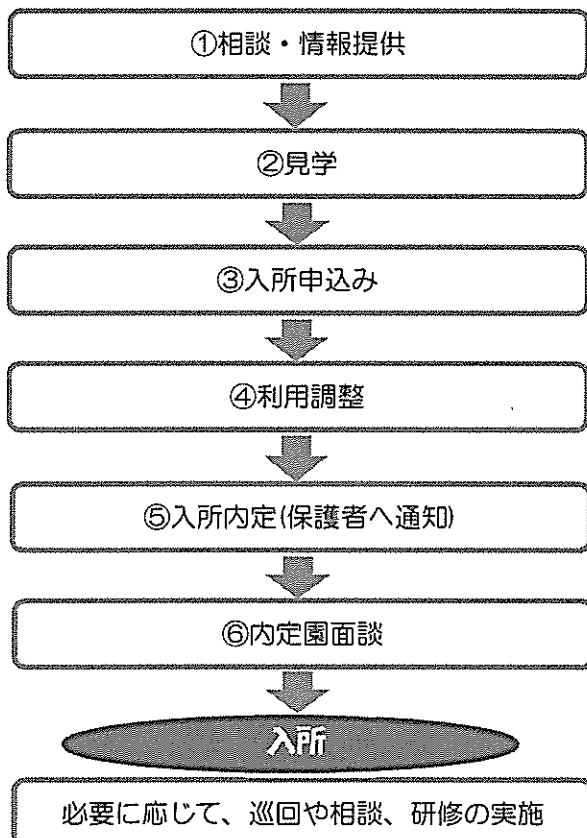
利用調整で内定となった後に、しょうがいやアレルギー等が新たにわかった場合、改めて利用調整を行う必要があり、受入が困難となる場合もありますので、お子さんのご状況については、申込み時に正しく詳細にご記入ください。

申込み書類を提出した後に判明した場合も、必ずお申し出ください。

医療的ケアを必要とするお子さんの入所については、別冊「医療的ケアの必要なお子さんの保育施設等入所のご案内」もご覧ください。

配慮を要するお子さんの入所の相談から
申請受付・入所のながれ(イメージ図)

※左記はイメージであり、お子さんの状況や相談の内容により、変更となる場合があります。
医療的ケアが必要なお子さんは、早めのご相談をお願いします。



お子さんの様子をお教えいただくことで、入所した際に、お子さんにとってより良い保育環境をご用意できるようにしたいと考えています。

まずはお電話にて保育・幼稚園係へご連絡ください。
お話を伺う日にちのお約束をいたします。

☎042-576-2427（直通）



©国立市観光まちづくり協会

保育施設等利用調整基準

保育施設等において、利用希望児童数が受入可能児童数を超えた場合は、下記の調整基準指数により利用調整を行い、入所児童を決定いたします。

調整基準

(1)	世帯の調整基準指数の順位により調整を行います。 (調整基準指数は、対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)と世帯の調整指数(下記調整指数表による)を合算して求めます)
(2)	(1)の調整により同位の場合、下記基準指数表の優先順位により調整を行います。
(3)	(2)の調整により同位の場合、世帯の基準指数の順位(対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)の合算)により調整を行います。
(4)	(3)の調整により同位の場合、世帯の所得の低い順位により調整を行います。

基準指数表

優先 順位	保護者の状況		基準指数
4	外勤	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40
5	自営 (居宅外)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40
	自営 (居宅内)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	88
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	78
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	68
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	58
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	48
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	38
8	内職	週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	30
10	求職	就労内定又は開業予定の場合(派遣労働者であって、育児休業からの復職を予定しているものを除く。)	備考4
		求職活動中	20
11	育休継続	育児休業を取得中に転園し、引き続き育児休業を継続して取得する場合	30
7	出産	出産のため保育に当たれない場合	60
3	疾病・しょうがい	入院(おおむね1か月以上)・入院予定	100
		疾病・傷病 常時病臥(が)・精神疾患・感染症	100
		一般療養	60
		しょうがい 身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～2度	100

			身体障害者手帳3級・愛の手帳3度	80
			身体障害者手帳4級・愛の手帳4度	60
6	介護看護	居 宅 外 介 護 ・ 看 護	週5日以上、日中週32時間以上の付添い	80
			週4日以上、日中週22時間以上の付添い	60
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い	40
		居 宅 内 介 護 ・ 看 護	重度心身しょうがい者等の介護・看護	100
			常時観察・日常介護	70
			上記以外の居宅介護・看護	50
2	災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たれない場合		100
1	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等		100
9	就学	就学技能取得等のため、保育に当たれない場合		70

備考

- 1 保護者からの申込みに基づき、必要な書類が提出された場合にのみ適用する。
- 2 外勤の場合であって、短時間勤務制度等を利用しているときは、契約上の勤務時間ではなく、短時間勤務制度等利用後の勤務時間で基準指数を決定する。
- 3 就労日数の実績が、勤務先の定める制度上の休暇・休業以外の理由により契約上の勤務日数を下回るときは、就労日数の実績に基づき基準指数を決定する。
- 4 保護者の労働形態に対応する基準指数を適用する。

調整指数表(調整指数番号12について、分かり易くするために条例施行規則の条文と一部表記を変えています。加算条件や点数は変わりません。)

	番号	条件	調整指数
保護者の状況	1	保護者のいずれかが単身赴任中である場合	+4
	2	短時間勤務制度等を利用し、短時間の勤務となる場合(就労時間が週40時間に満たない場合。)	+5
	3	保育施設等の利用開始希望日後に、産前産後休暇終了により復職予定である場合	+2
	4	保護者の両方又はいずれかが、市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育を行う事業所、家庭的保育を行う事業所、認可外保育施設又は幼稚園において、就労する場合(利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。)	+2
	5	自営業主が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類が不足している場合	-3
	6	自営業主が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類を提出しない場合	-6
世帯の状況	7	多胎児の新規利用申込みの場合	+8
	8	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の2人の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	+10
	9	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の3人以上の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	+13
	10	現在同一世帯の2人の小学校就学前子どもがそれぞれ別の保育施設等を利用している場合であって、同じ保育施設等を利用することを希望する場合	+5
	11	同一世帯に保育施設等の利用申込みを行わない幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもがいる場合(認定こども園を利用する小学校就学前子どもについては、認定区分が1号認定の場合に限る。)	+10
	12	利用申込就学前子どもにしょうがいがある場合	+15
	13	利用申込就学前子どもが医療的ケアを必要とする場合(12と合算不可)	+30

	14	医療的ケアを必要とする小学校就学前子どもが、現在保育施設等を利用している場合であって、同一世帯の他の小学校就学前子どもが保育施設等の利用申込みをする場合（就労時間が週40時間に満たない場合。ただし、調整指数は就労の基準指数の上限を超えないものとする。）	+20
	15	ひとり親世帯（同居人なし）	+80
	16	ひとり親世帯（同居人あり）	+74
	17	健康で不就労の同居の祖父母（65歳未満）がいる場合	-10
	18	生計中心者が求職中の場合	+80
	19	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯で、保育の実施が当該世帯の自立に効果的であると市長が認めた場合	+20
	20	保育施設等の利用開始希望日の属する年度の前年度市区町村民税が非課税の世帯	+10
保育 の 状 況	21	入所年齢に上限のある認可保育所、認可外保育施設等を卒園し、又は入所当時に定められた入所期間が満了し、引き続き別の保育施設等を利用する申込みをする場合（市内利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。）	+40
育 休	22	市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育又は家庭的保育を行う事業所に入所している小学校就学前子ども（就労を要件として、入所した者に限る。）の保護者が育児休業を取得したことにより、認可保育所等を退所した場合において、育児休業明けに当該小学校就学前子どもについて利用申込みをする場合（6か月以上の退所期間がある場合に限る。）	+80
そ の 他	23	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1～2級・愛の手帳1～2度・要介護4～5程度の者を介護・看護する場合	+10
	24	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級・愛の手帳3度・要介護2～3程度の者を介護・看護する場合	+4
	25	基準指数表において居宅外介護・看護又は居宅内介護・看護に該当する者が、児童にとって扶養義務者に当たる者を介護・看護する場合	+30

利用者負担額（保育料）について

●認可保育施設における第2子無償化について

- ・令和5年10月より、認可保育施設に通う第2子の利用者負担額（保育料）が無償化されました。
- ・保護者と生計を一にするお子さんなどを対象に、年齢を高い順に数えて2番目以降のお子さんの利用者負担額（保育料）が無償化されます。
- ・無償化の対象となる費用は利用者負担額（保育料）のみです。
延長保育料と3歳から5歳の給食費（副食費・P21参照）と各世帯でご準備いただくもの等は、無償化の対象外です。

●小百合学園について

小百合学園に2、3号認定で在籍の方が3歳児クラスに進級の際、別途入園準備料として7万円の納入が必要です。諸費用その他については、別途施設にお問合せください。

1. 利用者負担額（保育料）の決定

保育施設へ入所したお子さんの保護者には、利用者負担額（保育料）として運営費等の一部を負担していただきます。令和7年4月から8月までが令和6年度市区町村民税所得割額で、9月から翌年3月までが令和7年度市区町村民税所得割額で決定します。

利用者負担額（保育料）は月の途中の退所等があっても、日割りや時間割りの減額はありません。

国立市の利用者負担額（保育料）は、公立・私立関係なく世帯の市区町村民税所得割額で決まります。

次の①から③をP20「認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表」にあてはめて決定します。

① 世帯の市区町村民税所得割の合計額

※市民税が課税されていない海外所得も算定の対象です。控除額等が記載された海外の所得証明書のご提出をお願いします。詳しくは保育・幼稚園係までお問合せください。

② 4月1日時点のクラス年齢

③ 保育施設等利用の必要量（標準時間・短時間）

・利用者負担額（保育料）の変更について

所得の修正についても随時見直しをおこない、変更となる世帯には、利用者負担額変更通知を送付します。

・多子世帯負担軽減制度について

生計を一にするお子さんについて、年齢を高い順に数えて2番目以降のお子さんの利用者負担額（保育料）を無料とします。

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上、別居している場合や、常に生活費、学費、療養費等の送金が行われているお子さんを含みます。

※同一世帯外に生計を一にするお子さんがいる場合は、「保育料算定における生計を一にする別居親族についての申立書」と、添付書類としてその事実関係が分かる書類（続柄・本籍・筆頭者の記載がある住民票）や生計を一にしていることが分かる書類（常に生活費、学資金、療養費等を送金していることが確認できるもの等）の提出が必要です。

・要保護世帯（ひとり親世帯、在宅しょうがい児（者）のいる世帯等で年収約360万円未満相当）の方について

ひとり親世帯、在宅しょうがい児（者）のいる世帯等の市区町村民税所得割額の世帯合計額が77,101円未満の場合、利用者負担額（保育料）は第1子半額となります。年度途中の9月に対象となる課税年度が変わるため、あわせて要保護世帯の対象者の見直しを行います。

利用者負担額を滞納されますと、地方税法に準じて滞納処分を受ける場合があります。利用者負担額を支払うことが困難な場合は、お早めに保育・幼稚園係へご相談ください。なお、滞納が続く方には児童手当からの直接徴収をお願いすることもあります。

2. 利用者負担額（保育料）決定の通知

利用者負担額決定通知書は、4月入所の世帯と継続入所の世帯については3月下旬に送付します。4月入所以外の方については、利用者負担額を決定次第送付します。

また、9月からの課税年度の切り替えに伴い、利用者負担額変更通知書を8月下旬に送付します。

未申告により市区町村民税が未決定であるため、利用者負担額（保育料）の決定ができない場合は、市区町村民税が決定次第送付します。その場合、まとめて納付していただくことになります。

3. 利用者負担額（保育料）の減免

以下の事由に該当される場合には、利用者負担額（保育料）の減免制度がありますので、詳しくは保育・幼稚園係へ相談してください。なお、減免を受けることができるのは、(1)を除き、申請をして、その決定を受けた月の翌月以降の利用者負担額からとなります。

- (1) 生活保護による保護の適用を受けたとき又は中国残留邦人としての支援給付受給世帯となったとき
- (2) 市税が非課税又は免除されたとき
- (3) 市税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき
- (4) 前年度分の市税が均等割以下に減額されたとき
- (5) 災害等により一定金額以上の損失が生じたとき
- (6) 一定金額以上の医療費を支出したとき
- (7) 前年の主たる移動者が失業したとき（退職所得100万円以上のときは除く）

4. 利用者負担額（保育料）の支払い方法（0歳クラスから2歳クラスの第1子）

利用者負担額のお支払い方法は、原則として「口座振替」となります。

利用可となった世帯には、口座振替の依頼書を送付しますので、お早めに手続きをお願いいたします。振替開始月はお手続きをされた月の翌月または翌々月からとなります。口座振替でのお手続きが間に合わない場合、15日前後にお送りする納入通知書にてお納めください。

きょうだいがすでに口座を登録している場合でも、新規利用の児童について利用申込みが必要です。

口座振替の手続き等については、口座振替の依頼書に同封している説明書でご確認ください。

納期限日及び口座振替日は毎月末日です（月末日が土・日・祝休日の場合は翌平日となります）。

ただし12月・3月につきましては、25日が納期限日及び口座振替日となりますのでご注意ください（25日が土・日・祝休日の場合は翌平日となります）。

ご注意ください

利用者負担額（保育料）の決定が遅れた場合、口座登録済みであっても、さかのぼる月については、納入通知書でのお支払いとなります。

◆認定こども園・地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）をご利用の方は、保育施設で直接徴収となります。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表（単位：円）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分				3歳未満児 (月額)		3歳以上児 (月額)
階層	市民税等による定義			標準時間保育	短時間保育	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市民税が非課税の世帯			0	0	0
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分市民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	当該年度分の市民税が均等割額のみの世帯	2,000	1,900	0
		2	当該年度分の市民税の所得割額が28,000円未満の世帯	3,000	2,900	0
		3	28,000円～48,600円未満	4,600	4,500	0
		4	48,600円～57,700円未満	7,200	7,000	0
		5	57,700円～67,400円未満	9,800	9,600	0
		6	67,400円～77,101円未満	12,400	12,100	0
		7	77,101円～87,000円未満	15,000	14,700	0
		8	87,000円～97,000円未満	17,600	17,300	0
		9	97,000円～111,400円未満	20,200	19,800	0
		10	111,400円～125,800円未満	22,900	22,500	0
		11	125,800円～140,200円未満	25,600	25,100	0
		12	140,200円～154,600円未満	28,300	27,800	0
		13	154,600円～169,000円未満	31,000	30,400	0
		14	169,000円～190,100円未満	33,700	33,100	0
		15	190,100円～211,201円未満	36,700	36,000	0
		16	211,201円～233,650円未満	39,700	39,000	0
		17	233,650円～256,100円未満	42,700	41,900	0
		18	256,100円～278,550円未満	45,700	44,900	0
		19	278,550円～301,000円未満	48,700	47,800	0
		20	301,000円～349,000円未満	49,700	48,800	0
		21	349,000円～397,000円未満	51,700	50,800	0
		22	397,000円～445,000円未満	53,500	52,500	0
		23	445,000円～493,000円未満	55,100	54,100	0
		24	493,000円～	56,600	55,600	0

備考

- (注1) 「3歳未満」「3歳以上」の年齢区分は入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢によるものとします。
- (注2) 保護者と生計を一にする子(小学生等を含む)を対象に、年齢の高い順に数えて第2子以降の子の保育料は0円となります。
- (注3) 市民税課税世帯のうち、ひとり親世帯又は在宅しょうがい者(児)がいる世帯等で市民税所得割額が77,101円未満の場合、第1子は表に定める額の半額、第2子以降は0円となります(100円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てます。)
- (注4) この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項及び第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいいます。この場合において、市民税の賦課期日において指定都市(地方自治法第252条の19第2項)の区域内に住所を有する者については、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とします。
- (注5) 次に掲げる規定は適用しないものとします。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) 『寄附金控除』(国及び地方公共団体に対する寄附金) | (5) 『住宅耐震改修特別控除』 |
| (2) 『配当控除』 | (6) 『住宅特定改修特別控除』 |
| (3) 『外国税額控除』 | (7) 『認定長期優良住宅新築等特別控除』 |
| (4) 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』 | |



給食費(副食費)について

《3歳から5歳クラス給食費(副食費)一覧表》

区分	園名	給食費(月)
(認可保育所) (公立)	なかよし	4,500円
	西	4,500円
	東	4,500円
認可保育所(私立)	春光	4,500円
	国立	4,500円
	和光	4,500円
	あいわ	4,500円
	向陽	4,500円
	国立あゆみ	3,500円
	北	4,500円
	国立あおとり	3,500円
	きたひだまり	4,500円

区分	園名	給食費(月)
認可保育所(私立)	こぐま こどものいえ	
	国立たいよう	4,500円
	さくらっこ	
	国立クムクム	4,500円
	国立ひまわり	4,500円
	矢川	4,500円
(こども認定園) (私立)	小百合学園	4,500円
	国立富士見台団地 風の子	4,500円
(小規模) (私立)	あじさい	
(家庭的) (私立)	ひいふうみ	
	パピー	
	パンピ	

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまったことにともない、これまで、利用者負担額の一部として徴収していた給食費(副食費=おかずにあたる部分)を、保育施設で徴収することになりました。

給食費(副食費)は、無償化の対象外のため、各保育施設で設定した給食費(副食費)をお通りの保育施設に納入していただきます(公立は市で徴収)。金額は上記表のとおりです。

口座振替をご利用された場合、振替手数料がかかる場合があります。詳しくは各保育施設にお問合せください。

なお、0歳から2歳クラスは、これまでどおり給食費(副食費)は利用者負担額に含まれます(給食費(副食費)の別途徴収はありません)。

3歳クラスから5歳クラスの世帯も副食費の徴収のために、P20の利用者負担額表により、階層の決定を行います。

3歳クラスから5歳クラスで、認可保育施設に在籍する第3子(保育施設に在籍する就学前のお子さんを第1子としてカウントします)以降のお子さん、市区村民税所得割額57,700円未満の世帯は、給食費(副食費)が免除となります。

又、要保護世帯(ひとり親世帯、在宅障害の方を税額控除している世帯で年収約360万円未満相当)の方については、77,101円未満の世帯が給食費(副食費)が免除となります。

給食費(副食費)の多子カウントは、利用者負担額(保育料)とは異なります。

延長保育実施施設・利用料一覧

・延長料金は、変更となる場合があります。
延長保育の申込み、詳しい内容については各保育施設へお願いします。

区分	園名	短時間保育の延長		月ぎめ延長保育（事前申込み）		スポット（1日）利用		受入年齢
認可保育所	なかよし・西・東	1回につき	500円	2,500円		1日につき	500円	0歳～
	春光	1回につき （～18：15）	500円	3歳未満	4,000円	15分につき	500円	満1歳～
				3歳以上	3,000円			
	国立			3歳未満	4,000円	18:15～18:45	500円	1歳～
				3歳以上	3,000円	上記以降15分につき	500円	
	和光 （土曜は延長保育なし）			3歳未満	午後6時30分まで 3,000円	午後6時30分まで	700円	満1歳～
					午後7時15分まで 5,000円	午後7時15分まで	1,500円	
				3歳以上	午後6時30分まで 2,000円	午後6時30分まで	500円	
					午後7時15分まで 3,000円	午後7時15分まで	1,000円	
	あいわ			3歳未満	4,000円	15分につき	500円	満1歳～
				3歳以上	3,500円			
	向陽			3歳未満	3,500円	15分につき	500円	満1歳～
				3歳以上	3,000円			
	国立あゆみ			2,500円		30分につき	1,000円	0歳～
	北			3歳未満	4,000円	18:15～18:45	500円	満1歳～
				3歳以上	3,000円	上記以降15分につき	500円	
	国立あおとり			2,500円		30分につき	1,000円	0歳～
	きたひだまり			3歳未満	4,000円	18:15～18:45	500円	満1歳～
				3歳以上	3,000円	上記以降15分につき	500円	
	こぐまこどものいえ	1回につき	500円	18：00～ 19：00	3,000円	19：00まで	500円	0歳～
		18：00～ 20：00	1回につき 1,000円	18：00～ 20：00	5,000円	20：00まで	600円	
	国立たいよう	1回につき （～18：15）	500円	2,500円		15分につき	500円	満1歳～
	さくらっこ	1回につき （～18：15）	500円	4,000円		～18：45まで	500円	0歳～
						以降15分につき	500円	
	国立クムクム	1回につき （～18：15）	500円	3歳未満 3歳以上	4,000円 3,500円	15分につき	500円	満1歳～
	国立ひまわり	1回につき （～18:15）	500円	3歳未満	4,000円	18:15～18:45	500円	満1歳～
				3歳以上	3,000円	上記以降15分につき	500円	
	矢川	1回につき	500円	2,500円		1日につき	500円	0歳～
こども認定園	小百合学園 （土曜は延長保育なし）	1回につき	500円	3歳未満	4,000円	15分につき	500円	0歳～
			3歳以上	3,000円				
	国立富士見台団地 風の子	7:30～8:00 16:00～ 18:30	1時間 200円	なし		公共交通機関の遅延時のみ 15分につき （18:45まで）	500円	3歳～
小規模	あじさい （土曜の延長保育は希望相談）	1回につき	500円	4,000円		15分につき	500円	満1歳～
家庭的	ひいふうみ	8時間を超える部分は、 スポット（1日）利用		スポット（1日）のみのため設定なし		30分につき800円 公共交通機関の遅延の他は、 月1～2回程度		各施設に お問合せ ください
	パピー							
	パンピ							

備考：利用者負担額の階層区分がA又はBの場合、延長保育料が免除となります（別途申請が必要となる場合があります）。

入所してから

1. 延長保育

「標準時間認定」・「短時間認定」の設定時間を超える保育を希望する場合は、利用決定後に事前に保育施設へご申請ください。（別途延長保育料がかかります。）

短時間保育の認定を受けた方は、短時間設定時間以外の保育を利用した場合にも別途延長保育料がかかります。（短時間利用設定の月ぎめ延長保育はありません。）家庭的保育施設は、短時間設定のみで、月ぎめ延長保育は行っておりません。

2. なれ保育

入所後には、1～2週間程度のなれ保育があります。この期間は、午前中の数時間保育から始めて、徐々にお子さんが新しい環境に慣れていくための期間です。保育施設でのお子さんの状況により、なれ保育期間が異なりますので、詳細については各保育施設に相談してください。なお、この期間中の利用者負担額の日割り計算や減額措置は行っておりませんので、ご了承ください。

3. 土曜保育

認可保育施設は、原則、教育・保育給付認定（P7 参照）で認められた事由以外では利用することが出来ませんのでご了承ください。個別の事情などにつきましては、各保育施設等へご相談ください。

4. 保育施設内で体調不良になった場合や病後の対応について

入所中のお子さんが保育施設内で体調不良となった場合は、集団保育の関係上、早めのお迎えをお願いします。

発熱の場合で、保護者の方に連絡をした時点では熱があっても、お迎えの時点では解熱していることもありますが、小さいお子さんの容態は変化しやすいため、その場合もそのまま引取りをお願いしています。

特定の感染症（風疹や水痘など）にかかった場合は、回復後保育施設の登園時に、必ず医師から登園許可証を発行してもらう必要があります。インフルエンザ等一部の感染症については、保護者記載の登園届の提出が必要です。また、登園許可証は必要でなくても、登園前に医師の診断をお願いしている病気（手足口病等）もあります。詳細については、入所後に保育施設にて確認ください。

保育施設ではさまざまな年齢のお子さんが集まって保育が行われています。病後の回復期は特に身体が弱っている時期にあたりますので、医師に集団保育が可能なのかよくご確認の上、保育施設をご利用ください。

なお、市内には病児・病後児保育室つくしんぼ、小児総合医療センター（府中市）内に国立市・府中市・国分寺市による病児病後児保育施設くるみがあります。お仕事が休めない場合等はこちらをご利用をご検討ください。どちらも事前登録・事前予約制です。お問合せ先はP70をご参照ください。

5. 転園希望

転園希望の場合は、「保育施設等転園希望申込書」を保育・幼稚園係へご提出ください。

年度途中の転園希望については、原則として、新規の入所申込みの方を優先します。（転園希望のうち、きょうだい別園の方や、市外園在籍者は、新規扱いとします。なお、4月利用調整については、転園希望も新規の入所申込みと同様に利用調整を行います。）

転園が決まりますと、在園中の保育施設等には他のお子さんの入所を決定しますので、いかなる理由であっても在園中の保育施設等へ戻ることができません。

また転園は、お子さんの保育環境を大きく変えることであり、負担が大きいため、度重なる転園はおすすめてできません。転園を希望する際は、見学に行くなど、よくご検討の上で申込みください。

なお、転園を希望されなくなった場合には、すみやかに転園希望の取り下げをしてください（転園決定後の取り下げはできません）。転園希望の申込みも、当年度内についてのみ有効です。

6. 退所・休園

◆退所について

次の場合、退所する月の15日までに保育・幼稚園係へ退所届を提出してください。

- (1) 保育の必要性がなくなったとき
- (2) 長期にわたり保育施設へ通園しないとき（届出がなくても退所となる場合があります。）
- (3) 国立市外に転出したとき

※保育・幼稚園係での所定の手続きにより、転出先の区市町村から引き続き在園可能です。

ただし、家庭的保育事業は、転出した年度に限り在園可能です。

- (4) 入所児童の疾病等の理由により、保育の実施が困難であると認められたとき
- (5) 施設型給付費等認定申請兼利用申込書、その他の提出書類に、虚偽の記載が認められたとき
- (6) 保護者から退所の申し出があったとき

※ 保育施設への届出が済んでいても、保育・幼稚園係に退所届が提出されるまでは、正式な手続きは完了していません。
そのため、引き続き利用者負担額（保育料）をお支払いいただく場合があります。

◆休園について

保育施設は、月を単位に入所していただくので、原則1か月を超える休園は認めていません。ただし、お子さんの疾病や入院、下のお子さんの出産に伴う里帰り等については、3か月程度休園することが可能な場合もあります。

休園中に、里帰り先で保育施設や幼稚園を利用することはできません。（2重在籍不可・ただし私的利用を除く）

休園中も利用者負担額（保育料）が発生します。必ず事前に保育・幼稚園係にご連絡ください。

7. 次年度以降の継続について

保育施設に入所中で、翌年度も引き続き入所を希望する方には、毎年10月から11月頃に継続する要件の確認を行います。市内の保育施設に入所している方は、各施設を通して書類を送付します。

市外の保育施設に入所している方は、郵送にてご自宅に書類を送付します。

確認の結果、保育の必要性が認められない場合は、退所となります。

8. その他

- ・年長児のお昼寝について…就学に向け、徐々にお昼寝の回数を減らしたり、時間を短くしたりして、お昼寝の習慣をなくしていきます。
- ・緊急時について…緊急時には一斉メール送信システム等を活用しています。（保育施設により異なります）
- ・お届けについて…その他、入所後にご家庭の状況に変更があった場合、保育施設にお伝えいただくだけでなく、保育・幼稚園係にもお届けが必要となります。P12「その他 申込み後に必要な届け出」をご確認ください。